

## Q639. 1か月単位の変形労働時間制の規定例を教えてください。

1か月単位の変形労働時間制の規定例は、以下のとおりです。

### 1. 特定型

(変形労働時間制)

第〇条 所定労働時間は、次に定める1か月単位の変形労働時間制によるものとする。

毎月1日から11日：始業時刻午前〇時，終業時刻午後〇時，休憩時間午後〇時から〇時間

毎月12日から24日：始業時刻午前〇時，終業時刻午後〇時，休憩時間正午から〇時間

毎月25日から末日：始業時刻午前〇時，終業時刻午後〇時，休憩時間正午から〇時間

2 休日は土曜日及び日曜日とする。

3 第1項の変形労働時間制の起算日は毎月1日とする。

### 2. 指定型

(変形労働時間制)

第〇条 所定労働時間は、毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制により、1か月を平均して1週間あたり40時間を超えないものとする。

2 1日の所定労働時間は〇時間とする。

3 始業及び終業時刻は、次のいずれかとする。

A：始業時刻〇時，終業時刻〇時，休憩時間〇時～〇時

B：始業時刻〇時，終業時刻〇時，休憩時間〇時～〇時

C：始業時刻〇時，終業時刻〇時，休憩時間〇時～〇時

D：始業時刻〇時，終業時刻〇時，休憩時間〇時～〇時

4 休日は、1か月に7日付与する。

5 各日における日別の勤務形態は、変形期間の1週間前までにスケジュール表に

個人別に設定し、社員へ通知する。

6 前項のスケジュール表で設定された勤務時間は、事故、災害（その他労働者が予測できる程度の具体的な事由）が生じた場合には、事前に通知したうえで変更することがある。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成